

労働相談事案の 解決すすむ



CU東京は準備会を含め、地域で12支部が活動をすすめています。2月、執行委員会で支部からの労働相談活動報告がおこなわれました。支部は日常的に労働者の訴えを親身に聞き、労働者に解決の糸口をアドバイスしたり、事柄によって事業所との交渉を労働者と一緒になっておこなっています。



こうした活動で、いくつかの成果がでています。解雇を止めさせた。未払い賃金・残業代を支払わせた。不当な職場配転に

抗議して頑張っている労働者を支部や地域労組が支援しているなど、支部の地域での存在意義を強めています。

活動内容の一部を紹介します。

【こうとう】◆この間、4件の事案が解決。その内の解雇問題では、団交を行なった後、事業所から雇用の延長を行なうと回答がありました。その後も、新たな労働相談も寄せられています。【品川】◆職場配転問題では、事業所は当該労働者の仕事を変更させようと、仕事内容の指示を行なわないなど、不当な扱いを続けている。支部は労働者を励ましながら、粘り強く団体交渉・話し合いをすすめています。◆新聞販売事業所の解雇問題では、団体交渉をすすめ、労審判への訴えも準備しています。【渋谷】◆労働相談員を増やすため、労働相談学習会を西部ブロックとして4月から開始していく。◆相談事案では、食堂の調理士が体調不良のため病欠を申し出たところ、会社から「止めろ」と宣告された。

診断した医師が話を聞いて、職場の産業医へ連絡。結果、会社は話し合いに応ずる姿勢に変わった。【港】◆従来の職場から、関連する会社へ正社員として勤務に就くも、入社時期より賃金未払いとなっている労働者からの相談が寄せられている。【北】◆解雇問題で1件、労働審判に持ち込むこととなった。◆継続の事案では金銭解決となり、本人へ未払い賃金や解決金がそれぞれ支払われている。

労働相談の情報を共有

3月の執行委員会から、労働相談事例の詳細を報告していきます。支部の労働相談の情報を共有し、労働相談に活用していくこととなりました。東京労働センターの前澤さんからも、東京の情報を紹介していただくことになりました。

労働者派遣法の抜本改正を

民主党政権誕生の背景には、リーマンショック後の「派遣切り」を繰り返さないために労働者派遣法の抜本改正を求める労働者の期待がありました。昨年の臨時国会では、製造業・登録型派遣の原則禁止を削除するなどさらに骨抜きにした改悪修正で民、自、公の3党が合意。今国会、厚生労働委員会でまともな審議もなく再び改悪修正して採決をねらっています。雇用情勢はさらに悪化しています。経営側におもねる「改正案」をあらため、労働者派遣法の抜本改正を私たちは求めます。